

総長選考・監察会議（第6回）

令和7(2025)年9月17日（水）

13:30～15:30

議 題

1. 総長の賞与に係る職務実績評価について
2. 総長の賞与に係る職務実績の評価についての改訂について
3. 経営協議会からの第1次総長候補者の推薦について
4. 次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの実施について
5. その他

配付資料

- 1-1. 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書【非公開】
- 1-2. UTokyo Compass モニタリング指標 2025年度 No.1、No.2【非公開】（別冊1）
- 1-3. 総長説明資料（総長選考・監察会議）【非公開】（別冊2）
- 1-4. 総長の賞与に係る職務実績評価 評価意見（総長選考・監察会議学内WG）【非公開】
- 1-5. 総長の賞与に係る職務実績評価について（イメージ）【非公開】
- 2-1. 総長の賞与に係る職務実績評価について（R4.3.24 総長選考会議）に係る検討
- 2-2. 総長の賞与に係る職務実績の評価について（改訂イメージ）
- 2-3. 総長の賞与に係る職務実績評価の検討の経緯
- 2-4. 総長の賞与に係る職務実績評価等の総長選考・監察会議スケジュール（イメージ）
- 3-1. 経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ
- 3-2. 経営協議会からの第1次総長候補者の推薦について
4. 次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの実施について
5. 第3回総長選考・監察会議議事要旨（案）
6. 第4回総長選考・監察会議議事要旨（案）

参考資料

- 1-1. 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）
- 1-2. 総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）
2. 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

1. 現行

- 総長の賞与に係る職務実績評価については、「総長の賞与に係る職務実績の評価について（R4.3.24総長選考会議）」に基づき、**前年度1年間を評価対象期間**として、総長選考・監察会議において、**11月までに評価を実施**している。
- その評価結果に基づき、**前年度にかかる賞与（夏季及び冬季）の増減率を決定し、決定後に前年度支給済みの賞与に対して遡及して支給している。**
- 総長選考・監察会議の年度スケジュールにおいては、前年度の総長の賞与に係る職務実績評価に加え、当該年度の業務執行状況の確認も実施している。
- 評価対象期間と反映させる賞与は同一年度としている。

2. 課題

現行の取扱いでは**総長の6年目の評価を新総長の任期1年目に実施**することとなる。

令和9年度における課題として以下の点があげられる。

- 前総長の職務実績評価と新総長の行動計画策定の時期が重複する。
- 職務実績評価と当該年度の業務執行状況の確認において、本学として策定する行動計画が異なるため、継続性をもったフォローアップができない可能性がある。

（現行）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総長任期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	1年目
評価実施時期		11月まで	11月まで	11月まで	11月まで	11月まで	11月まで
評価対象期間	令和4年度 から 制度開始	1年目評価 R3年度	2年目評価 R4年度	3年目評価 R5年度	4年目評価 R6年度	5年目評価 R7年度	6年目評価 R8年度
反映させる 賞与		R3年度 (夏季及び冬季)	R4年度 (夏季及び冬季)	R5年度 (夏季及び冬季)	R6年度 (夏季及び冬季)	R7年度 (夏季及び冬季)	R8年度 (夏季及び冬季)

総長の賞与に係る職務実績の評価について（R4.3.24総長選考会議）に係る検討

3. 改訂イメージ 令和9年度における各課題を踏まえて、以下の改訂が考えられる。

（改訂1）評価対象期間を**当該年度**に変更する。（令和8年度は、経過措置として、前年度1年間及び当該年度評価を両方実施）

- 当該年度の業務執行状況確認の一環として実施し、職務実績の評価が当該年度で完結する。
- 評価対象期間を当該年度（4月～3月）とすると、期間の終期は見込み評価となる。

（改訂2）評価対象期間は**前年度1年間**で変更しない。ただし、**最終年度のみ前年度1年間及び当該年度**とする。

- 本学として策定する行動計画に係るモニタリング指標が固まるのは翌年度以降となる。評価対象期間が前年度の場合は根拠データに伴う職務実績評価が可能となる。
- 評価対象期間が前年度1年間の場合は、最終年度のみ期間の終期が見込み評価となる。

（改訂1）	令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
総長任期	6年目（経過措置）		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
評価実施時期	1月まで		1月まで	1月まで	1月まで	1月まで	1月まで	1月まで
評価対象期間	5年目評価 R7年度	6年目評価 R8年度	1年目評価 R9.4～R10.3	2年目評価 R10.4～R11.3	3年目評価 R11.4～R12.3	4年目評価 R12.4～R13.3	5年目評価 R13.4～R14.3	6年目評価 R14.4～R15.3
反映させる賞与	R7年度(夏季及び冬季)	R8年度(夏季及び冬季)	R9年度(夏季及び冬季)	R10年度(夏季及び冬季)	R11年度(夏季及び冬季)	R12年度(夏季及び冬季)	R13年度(夏季及び冬季)	R14年度(夏季及び冬季)

（改訂2）	令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
総長任期	6年目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
評価実施時期	1月まで		※	11月まで	11月まで	11月まで	11月まで	1月まで	
評価対象期間	5年目評価 R7年度	6年目評価 R8年度		1年目評価 R9年度	2年目評価 R10年度	3年目評価 R11年度	4年目評価 R12年度	5年目評価 R13年度	6年目評価 R14年度
反映させる賞与	R7年度(夏季及び冬季)	R8年度(夏季及び冬季)		R9年度(夏季及び冬季)	R10年度(夏季及び冬季)	R11年度(夏季及び冬季)	R12年度(夏季及び冬季)	R13年度(夏季及び冬季)	R14年度(夏季及び冬季)

※ 当該年度の業務執行状況の確認は別途行う予定

（参考）＜国立大学法人ガバナンス・コード＞

【原則 3－3－3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】

学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。

補充原則 3－3－3①

学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。

令和4年3月24日

総長選考・監察会議

総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成16年4月1日役員会議決）第9条第2項及び第3項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成28年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

記

1 職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

2 職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

- (1) 職務実績の評価対象期間は、前年度1年間当該年度における実績評価とする。
 (2) 職務実績の評価は、11月1月までに行う。

3 職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	(増減率)
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

4 職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

5 職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

6 経過措置

令和8年度に実施する職務実績の評価については、評価対象期間を令和7年度及び令和8年度とし、令和9年1月までに行う。

67 実施

この決定は、令和48年4月1日から実施する。

令和4年3月24日

総長選考・監察会議

総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成16年4月1日役員会議決）第9条第2項及び第3項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成28年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

記

1 職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

2 職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

(1) 職務実績の評価対象期間は、前年度1年間とする。

(2) 職務実績の評価は、11月までに行う。

(3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、総長の任期の最終年度については、職務実績の評価対象期間は前年度1年間及び当該年度とし、職務実績の評価は1月までに行う。

3 職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	(増減率)
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

4 職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

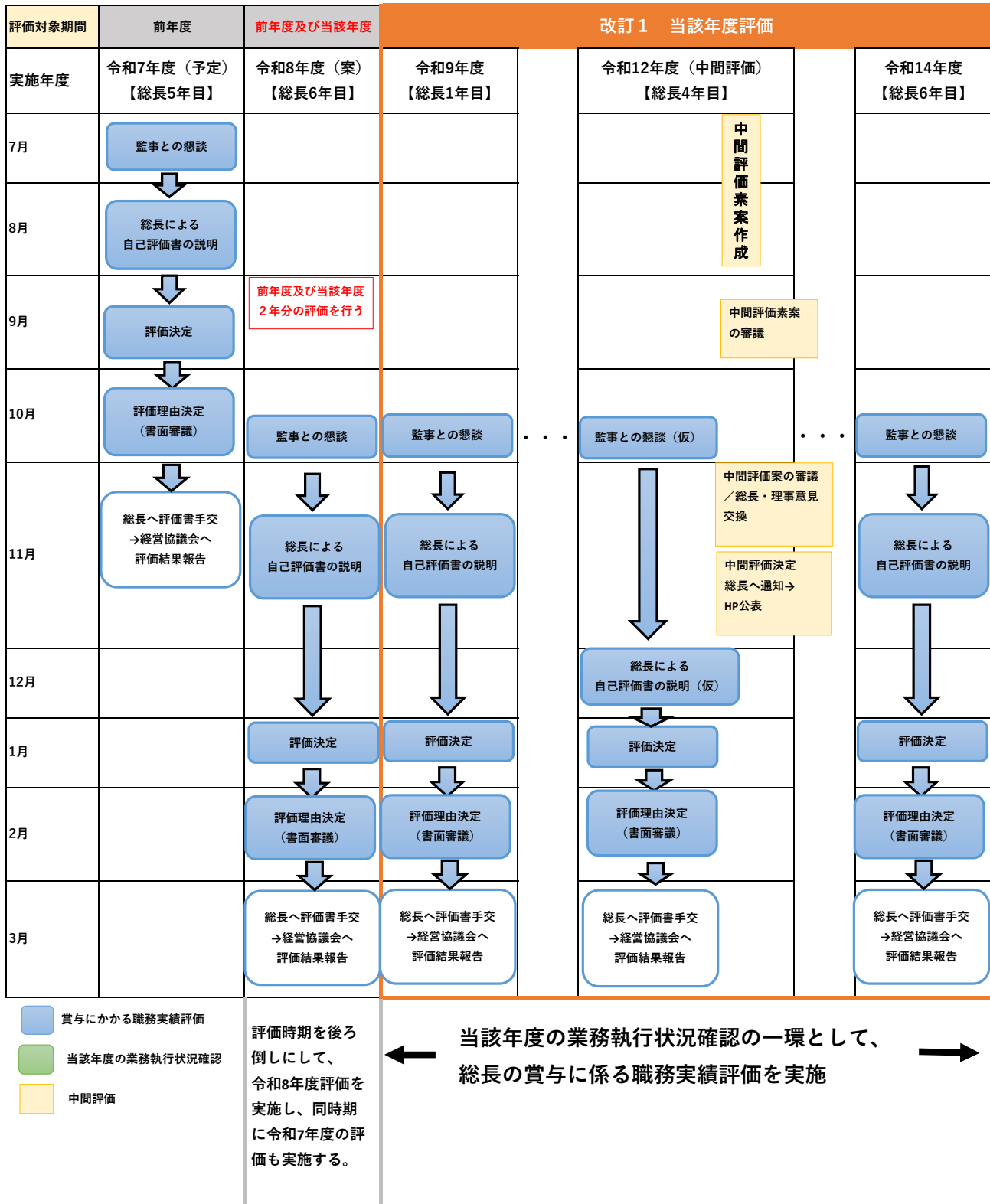
5 職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

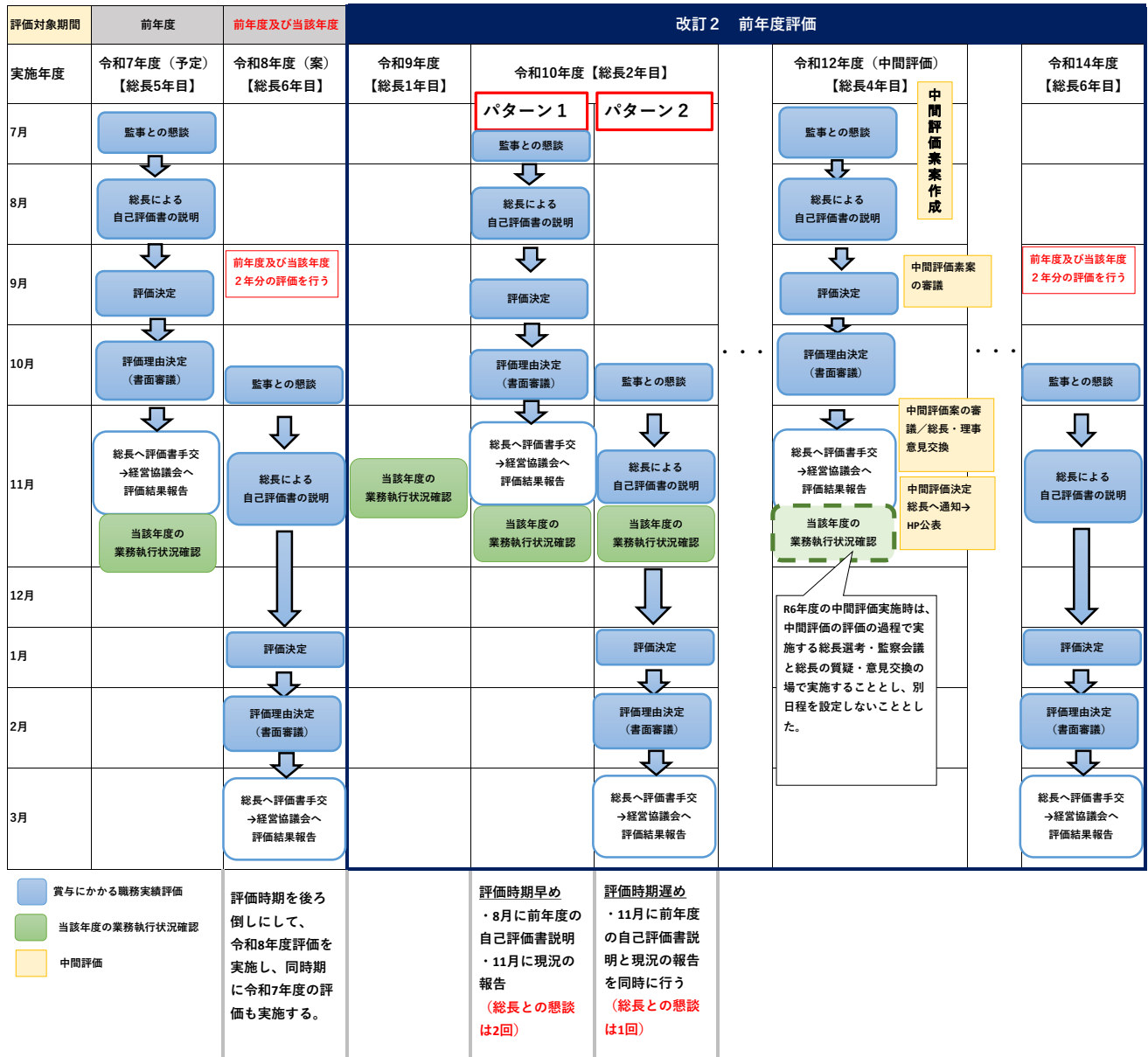
6 実施

この決定は、令和~~4~~8年4月1日から実施する。

令和2年（2020年） 1月17日	経営協議会 「役員報酬検討ワーキング・グループ」の設置 次期総長の報酬の在り方を検討
令和2年（2020年） 3月3日	経営協議会 「役員報酬検討ワーキング・グループ」報告
令和2年（2020年）	総長選考会議 令和2年度の総長選考会議への申し送り事項について 令和元年度の経営協議会において、総長の報酬を経営者としての業績評価に連動させる方向性が示され、業績評価の制度設計については総長選考会議に付託。
令和3年（2021年）	総長選考会議 令和3年度の総長選考会議への申し送り事項について 経営協議会から総長選考会議に議論が付託されている次期総長の業績評価について検討すること。
令和4年（2022年） 1月21日	総長選考会議 総長の職務実績評価方法検討ワーキンググループの設置 → 2月14日WG開催。総長の業績評価の賞与への反映方法について検討。 → 3月1日総長選考会議にて、職務実績の評価方法等について了承 → 3月16日経営協議会へ報告。
令和4年度～	総長選考・監察会議 総長の賞与に係る職務実績の評価実施



【改訂2／前年度評価】総長の賞与に係る職務実績評価等の総長選考・監察会議スケジュール（イメージ）



経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

令和2年3月18日

経営協議会

東京大学総長選考会議内規第10条に基づく経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）の推薦方法・手順について、以下のとおり申し合わせる。

1. 推薦の方向性に関する検討

経営協議会は、総長選考会議への第1次候補者の推薦にあたり、総長選考会議が定める「求められる総長像」に基づき、推薦の方向性について検討を行う。

2. 経営協議会委員からの推薦

（1）経営協議会委員（以下「委員」という。）は、第1次候補者として相応しい者（以下「候補者」という。）を次のとおり経営協議会議長（以下「議長」という。）へ推薦を行う。

- ① 各委員が推薦できる候補者の人数は、2名を限度とする。その際、候補者への内諾の有無は特に問わない。
- ② 候補者の推薦は、別紙1の様式により行う。
- ③ 議長は、候補者の推薦を行わない。
- ④ 委員が候補者として推薦された場合、当該委員は、選考のための議事に加わらないことを基本とし、その取扱いが議長に一任する。

3. 推薦された候補者に対する投票

（1）経営協議会は、委員からの候補者の推薦があった場合、総長選考会議へ第1次候補者として推薦するかどうかを判断するため、次のとおり投票を行う。

- ① 投票に際し、候補者の推薦を行った委員は、氏名の50音順により当該候補者の推薦理由等を口頭にて説明する。
- ② 投票は、委員が無記名投票により、推薦された候補者について、総長選考会議への推薦が適当であると判断する者に○印を付して行う。ただし、推薦された候補者が4名以上いる場合、各委員が○印を付せるのは3名を限度とする。
- ③ 議長は、投票権を行使しない。
- ④ 開票に際し、立会人2名を選出する。
- ⑤ 欠席した委員及び候補者として推薦された委員は、投票権を行使できない。

4. 第1次候補者の決定

- (1) 経営協議会は、投票の結果に基づき、次の手順により第1次候補者2名程度を決定し、別紙2により総長選考会議へ推薦を行う。
- ① 出席委員の過半数の得票があった候補者が1名又は2名の場合は、その候補者を第1次候補者とする。
 - ② 出席委員の過半数の得票があった候補者が3名以上いる場合は、得票数上位2名の候補者を第1次候補者とする。
 - ③ ②の手順において上位2位以内に得票数が同位の候補者がいる場合は、その人数に応じて、次のとおり第1次候補者を選出する。
 - ア) 同位の候補者を含めた得票数上位者の人数が4名以内であるときは、当該候補者全員を第1次候補者とする。
 - イ) 同位の候補者を含めた得票数上位者の人数が5名以上であるときは、得票数同位の者について単記無記名による投票を行い、全体で4名の第1次候補者を選出する。
 - ウ) イ)の投票で4名の第1次候補者を選出できない場合は、さらに同じ要領で再投票を行い、全体で4名の第1次候補者を選出するまでこれを繰り返すものとする。
- (2) 投票の結果、出席委員の過半数の得票があった候補者がいない場合は、議長は合議により改めて選出方法を定め、2名程度の第1次候補者を選出する。
- (3) 議長は、第1次候補者として推薦することに決定した候補者へ別紙3によりその結果を通知する。

5. 実施日

この申合せは、令和2年3月18日から実施する。

第 1 次総長候補者推薦書

経営協議会議長

○ ○ ○ ○ 殿

私は、第 1 次総長候補者として下記の者を推薦します。

記

(年 月 日現在)

氏 名	○ ○ ○ ○
年 齢	○○歳
現 職	○○○○○○○○○○
推 薦 理 由	

※ その他参考となる資料があれば適宜添付してください。

年 月 日

推薦人氏名：

別紙 2

年 月 日

東京大学総長選考会議議長

○ ○ ○ ○ 殿

東京大学経営協議会議長

○ ○ ○ ○

東京大学第 1 次総長候補者としての推薦について（通知）

本経営協議会は、東京大学総長選考会議内規第 7 条の規定により、
下記の者を東京大学第 1 次総長候補者として、推薦いたします。

記

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

※ 経営協議会委員から提出された「第 1 次総長候補者推薦書」（別紙
1）を参考資料として添付

年 月 日

殿

東京大学経営協議会議長

○ ○ ○ ○

東京大学第 1 次総長候補者としての推薦について（通知）

本経営協議会は、東京大学総長選考会議内規第 7 条の規定により、貴台を東京大学第 1 次総長候補者として、東京大学総長選考会議に推薦いたしましたので、通知します。

なお、今後の選考の手続き等については、追って東京大学総長選考会議からご連絡させていただきます。

※ 「東京大学総長選考会議規則」「東京大学総長選考会議内規」を参考資料として添付

1. 過去の推薦状況と経緯

○経営協議会からの総長第1次候補者推薦

年度	被推薦者	根拠規定
平成16年度	なし	東京大学総長選考会議内規（H16.4.1）
平成20年度	なし	第10条 経営協議会は、前条※による候補者以外の者を別に第1次候補者として選考会議に推薦することができる。
平成26年度	あり	2 前項の 第1次候補者の数は、2人を限度とする。
令和2年度	あり	東京大学総長選考会議内規（R2.4.28改正） 第7条 選考会議は、前条※の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。 2 前項の規定による 第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

※前条：代議員会からの推薦

【平成20年度】

- ① 経営協議会からの第1次総長候補者推薦は、法人化当初から定められていたが、平成20年選考時の経営協議会で**具体的な推薦方法及び手順等が検討された。**
- ② **各委員から候補者として相応しい方を推薦し、第1次候補者の選考は信任投票により行うこととされ、いずれの委員からも推薦がない場合は、総長選考会議への第1次候補者への推薦はしないという方針。**

【平成26年度】

- ① 推薦方法及び手順が「**経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ**」として**経営協議会で制定**された。
- ② 推薦方法・手順の概要

- ・ 各委員は、代議員会から推薦のあった者以外の者について推薦することができる。
- ・ 委員から候補者の推薦がないときは、経営協議会は、第1次候補者の推薦を行わない
- ・ 委員から候補者の推薦があった場合、候補者それぞれに信任投票を行い、出席委員の過半数をもって信任をえたこととする。
- ・ 信任投票の結果、信任を得られた候補者がいないときは、経営協議会は第1次候補者を推薦しない。

2. 前回選考時：令和2年申合せ改訂のポイント

- ① 総長選考会議内規が「経営協議会から推薦できる」から「選考会議が経営協議会に推薦を求める」に改正されるのに整合させる。
- ② 経営協議会として最低でも1～2名は候補者を推薦する。
(改訂前) 委員から候補者の推薦がないとき、候補者の推薦があっても信任投票の結果、過半数の得票があった候補者がいないときには、経営協議会への候補者推薦を行わなかった。
- ③ 投票の結果、得票が同位の候補者が出た場合には、最大4名までの候補者を出せる仕組みとする。
(改訂前) 総長選考会議に推薦する候補者は2名を限度
- ④ 代議員会の結果やスケジュールに関わらず候補者推薦を開始できるようにする。
(改訂前) 各委員からの候補者推薦は、代議員会から推薦があった者を除く

→前回選考時は、経営協議会からより多くの候補者を出す方針に変更となった。

3. 経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ（R2.3.18）（1）

経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

令和2年3月18日

経営協議会

東京大学総長選考会議内規第10条に基づく経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）の推薦方法・手順について、以下のとおり申し合わせる。

1. 推薦の方向性に関する検討

経営協議会は、総長選考会議への第1次候補者の推薦にあたり、総長選考会議が定める「求められる総長像」に基づき、推薦の方向性について検討を行う。

→ 推薦の方向性についての検討は経営協議会に一任することによいか。

2. 経営協議会委員からの推薦

（1）経営協議会委員（以下「委員」という。）は、第1次候補者として相応しい者（以下「候補者」という。）を次のとおり経営協議会議長（以下「議長」という。）へ推薦を行う。

① 各委員が推薦できる候補者の人数は、2名を限度とする。その際、候補者への内諾の有無は特に問わない。

→ 候補者への内諾の有無を問わないことを規定化することについていかがか。

3. 経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ（R2.3.18）（2）

- ② 候補者の推薦は、別紙1の様式により行う。
- ③ 議長は、候補者の推薦を行わない。
- ④ 委員が候補者として推薦された場合、当該委員は、選考のための議事に加わらないことを基本とし、その取扱いは議長に一任する。

3. 推薦された候補者に対する投票

（1）経営協議会は、委員からの候補者の推薦があった場合、総長選考会議へ第1次候補者として推薦するかどうかを判断するため、次のとおり投票を行う。

- ① 投票に際し、候補者の推薦を行った委員は、氏名の50音順により当該候補者の推薦理由等を口頭にて説明する。
- ② 投票は、委員が無記名投票により、推薦された候補者について、総長選考会議への推薦が適当であると判断する者に○印を付して行う。ただし、推薦された候補者が4名以上いる場合、各委員が○印を付せるのは3名を限度とする。

→ 経営協議会からの推薦は「2人程度」と定めているが、3名を限度に投票することについていかがか。

- ③ 議長は、投票権を行使しない。
- ④ 開票に際し、立会人2名を選出する。
- ⑤ 欠席した委員及び候補者として推薦された委員は、投票権を行使できない。

3. 経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ（R2.3.18）（3）

4. 第1次候補者の決定

（1）経営協議会は、投票の結果に基づき、次の手順により第1次候補者2名程度を決定し、別紙2により総長選考会議へ推薦を行う。

① 出席委員の過半数の得票があった候補者が1名又は2名の場合は、その候補者を第1次候補者とする。

→過半数の得票を候補者の選出要件としているのは適切か。

② 出席委員の過半数の得票があった候補者が3名以上いる場合は、得票数上位2名の候補者を第1次候補者とする。

③ ②の手順において上位2位以内に得票数が同位の候補者がいる場合は、その人数に応じて、次のとおり第1次候補者を選出する。

ア) 同位の候補者を含めた得票数上位者の人数が4名以内であるときは、当該候補者全員を第1次候補者とする。

→「2人程度」を推薦するのに最大4人が選出されることは適切か。

イ) 同位の候補者を含めた得票数上位者の人数が5名以上であるときは、得票数同位の者について単記無記名による投票を行い、全体で4名の第1次候補者を選出する。

ウ) イ)の投票で4名の第1次候補者を選出できない場合は、さらに同じ要領で再投票を行い、全体で4名の第1次候補者を選出するまでこれを繰り返すものとする。

（2）投票の結果、出席委員の過半数の得票があった候補者がいない場合は、議長は合議により改めて選出方法を定め、2名程度の第1次候補者を選出する。

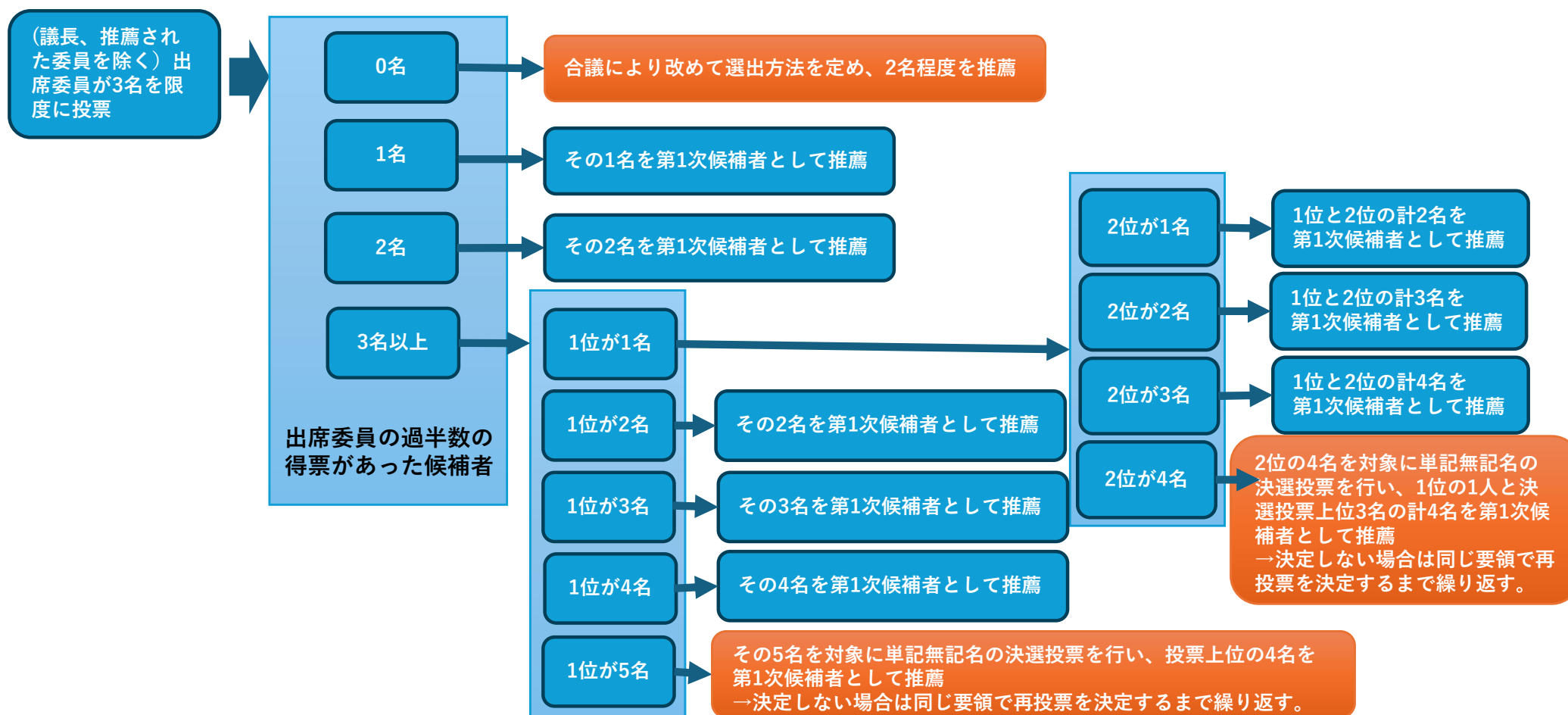
3. 経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ（R2.3.18）（4）

（3）議長は、第1次候補者として推薦することに決定した候補者へ別紙3によりその結果を通知する。

5. 実施日

この申合せは、令和2年3月18日から実施する。

（参考）4. 第1次候補者の決定手順のフロー



5. 令和3年度の総長選考会議への申し送り事項（経営協議会からの推薦について抜粋）

令和3年度への申し送り事項については、令和2年度の選考を振り返って各委員から寄せられた意見がそのまま申し送られた。経営協議会からの推薦に関する意見は以下のとおり。

- ① 経営協議会からの候補は最低でも1年かけ探索し、経営協議会委員間で何度か議論した上で推薦する必要がある。今回は経営協議会委員からの推薦は少なかった。そしてあまり議論がなく、得票数だけで決まった。外部委員は候補となる人財を多く知らなかったし、探すのにも期間が短すぎた。
- ② 経営協議会からの推薦に関しては、どのような方法で推薦されたのか明らかにすべきである。
- ③ 特に、経営協議会では、候補者についての情報が、会議の（投票を行う）当日に共有され、推薦者の推薦の言葉を聞いた直後に投票することになったので、熟慮して判断する時間が短かったとの声もあることから、検証の上、次期の在り方について検討する必要がある。

(案)

2025（令和7）年9月●●日

教職員・学生 各位

東京大学総長選考・監察会議

次期総長選考の実施手順等案に対するパブリックコメントの実施について

現総長の任期満了（令和9（2027）年3月31日）に伴い、令和8（2026）年度に次期総長選考を実施する予定です。

総長の選考は、国立大学法人法に基づき、本学の総長選考・監察会議が実施しており、昨年度より、次期総長選考のプロセス等を検討してまいりました。

この度、その案がまとまりましたので、学内諸会議においてもご報告させていただいたところで

す。

つきましては、これらの案について下記のとおりパブリックコメントを実施いたしますので、ご意見のある方は、令和7（2025）年10月8日（水）17時までにお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、実施手順等については、いただいたご意見を参考として、引き続き、総長選考・監察会議において検討を行い、令和7（2025）年12月1日の総長選考・監察会議において、決定する予定です。

記

1. 対象

本意見募集の対象は、本学の教職員及び学生とさせていただきます。（学生の皆様には別途UTASにて周知します。）

2. 提出期限

令和7（2025）年10月8日（水）17時

3. 質問項目

- (1)教職員・学生の別（必須）
- (2)氏名（任意）
- (3)所属（任意）
- (4)メールアドレス（任意）

(案)

※(2),(3),(4)は、いただいたご意見について詳細をお伺いしたい場合のためお伺いするものです。差し支えがないようでしたらご入力ください。

(5)求められる総長像（案）について【資料1】

(6)総長選考プロセスについて【資料2】

※プロセスのうち、どの事項についてのご意見であるか明記した上で、意見を入力してください。

(7)関連規則等について【資料3】

※規則名を選択の上、該当の規則に対する意見を入力してください。

(8)候補者提出資料（案）について【資料4】

(9)その他

4. 回答方法

以下の URL よりフォームにてご意見等を入力してください。

▼Microsoft Forms

<https://.....>

※回答には UTokyo Account でのログインが必要です。

5. ご意見の取扱い

提出いただいたご意見については、総長選考・監察会議の委員が検討のために活用させていただきます。なお、ご意見は氏名・所属を秘匿した上で、その概要を総長選考・監察会議の資料として、HP で公開することを予定しています。

▼総長選考・監察会議 HP

<https://.....>

6. 備考

- ・ご意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・氏名、所属、メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・UTokyo Account は認証のみに利用しており、回答と紐づけた記録はいたしません。

以上

【担当】

東京大学本部法務課法規チーム

houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(案)

令和7(2025)年9月●●日
東京大学総長選考・監察会議

次期総長選考の実施手順等について

1. 求められる総長像(案)／
求められる総長像(案)の改訂点について
2. 東京大学総長選考プロセスのイメージ／
総長選考プロセスにおける主な変更点のポイント(案)
3. 関連規則等
 - 3-1. 東京大学総長選考・監察会議規則
 - 3-2. 東京大学総長選考・監察会議内規(案)
 - 3-3. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則(案)
 - 3-4. 総長選考・監察会議内規等の改正概要(案)
4. 候補者提出資料の様式(案)
 - 4-1. 総長候補者資料(案)
 - 4-2. 東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見(案)
5. 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール(イメージ)

参考資料1. 国立大学法人法に基づく総長選考

参考資料2. 前回総長選考後の対応について

【担当】

東京大学本部法務課法規チーム
houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(案)

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

概 要

先進性、能動性をもったリーダー像をより明確にするため、以下のように改訂

○ 2 項における加筆修正

- ・「開学以来の伝統を活かしながらも、」の後に「鋭い先進性を持って」を加える
- ・「現代社会の要請に応え」を「現代社会の要請に能動的に応え」に変更

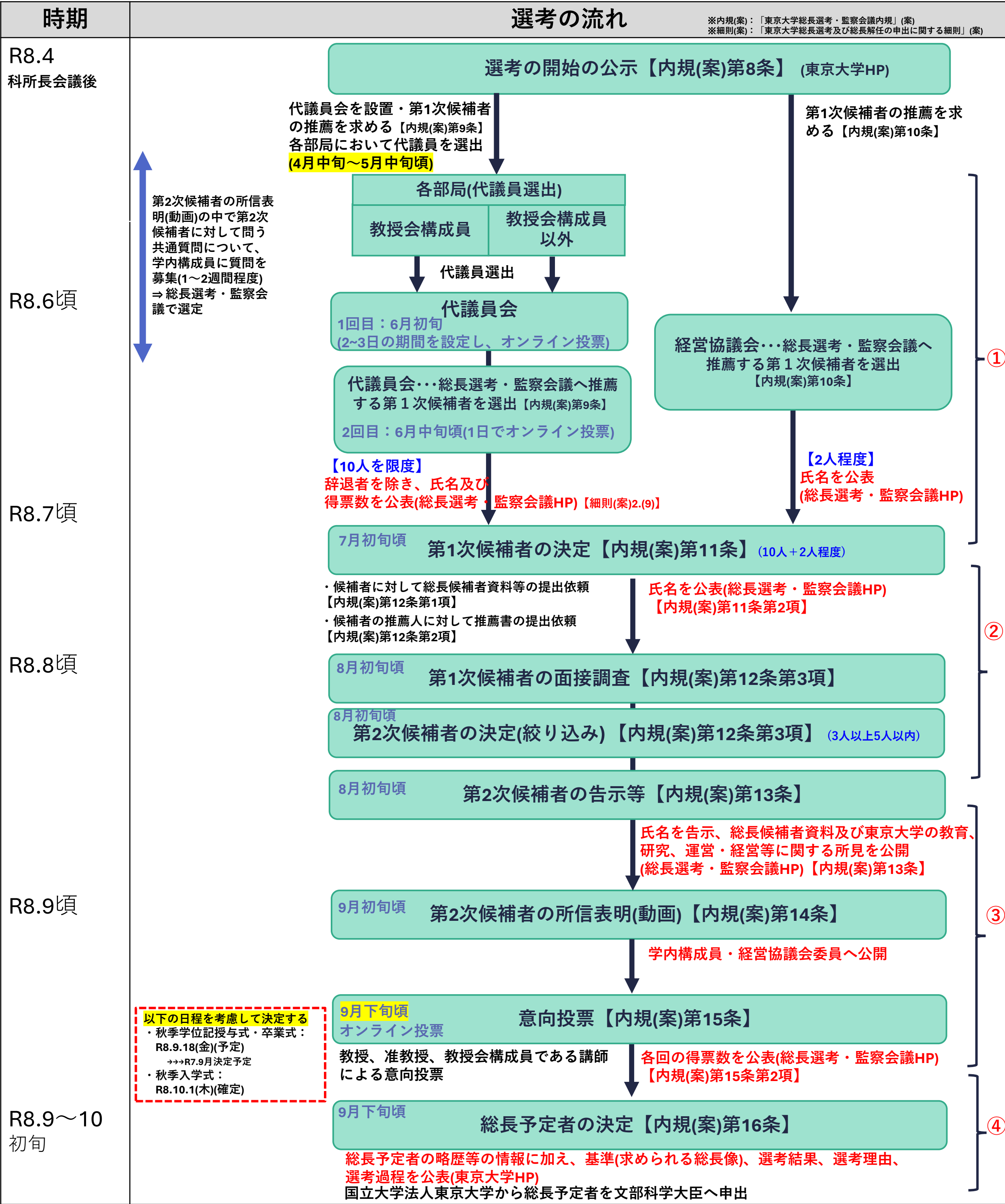
2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力

○ 3 項における加筆修正

- ・「適切にリーダーシップを発揮」から「優れたリーダーシップを発揮し」に変更

3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績

※この改訂点の概要は、R7.5.21時点のものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直すものである。



・この流れ図中の①～④は、次ページの「①第1フェーズ(第1次候補者決定まで)」から「④第4フェーズ(総長予定者決定まで)」の各フェーズに対応している。
・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。
・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規(案)第7条】。
※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

① 第1フェーズ(第1次候補者決定まで) 選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定 ①代議員会の構成の見直し ・組織区分に公共政策学連携研究部を追加 公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加するもの ・教授会構成員以外の者の参画者を拡大 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの ②第1次候補者の推薦における情報提供 ・代議員会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表 ・経営協議会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名を公表 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの ③総長選考・監察会議における第1次候補者の決定について氏名を公表 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの	
② 第2フェーズ(第2次候補者決定まで) 総長選考・監察会議による第1次候補者の面接→ 総長選考・監察会議による第2次候補者の決定 ④第1次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第1次候補者について必要な情報の見直し ⑤第1次候補者の面接の時間設定の検討 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間(特に候補者への質疑応答時間)をより長く確保する方向で見直し ⑥第2次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化 学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの ⑦絞り込み後の第2次候補者の氏名の告示及び候補者資料の公開 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの	
③ 第3フェーズ(意向投票まで) 所信表明(動画提供)→ 意向投票 ⑧所信表明(動画)の提供 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、第2次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供 第1次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供 ⑨部長級、各部局事務組織の長に投票権を付与 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの ⑩意向投票の実施方法の見直し ・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。 ・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、第2次候補者が3人の場合は1回とし、第2次候補者が4人以上の場合は、得票多数の者上位3人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について2回目の投票を行う。 ⑪意向投票の投票結果の公表 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、全ての投票回の結果(各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。)を公表する。	
④ 第4フェーズ(総長予定者の決定まで) ⑫総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保した上で、総長選考・監察会議が主体的に総長予定者を決定するにあたり、前提となる求められる総長像をはじめ、総長候補者資料等、調査、新たに実施することとした所信表明の動画提供、意向投票など総合的に考慮する事項を明確化。	
その他 ●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施する。 実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日(予定) 実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載 なお、運営方針会議にも別途意見を照会する予定 ●【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討(総長選考・監察会議資料)	

東京大学総長選考・監察会議規則

平成 16 年 4 月 1 日

役員会議決

東大規則第 2 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数 16 人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、通算して 6 年を超えて在任することはできない。
 - (2) 前条第 2 号の委員の任期は 3 年とする。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 4 条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第 5 条 選考・監察会議は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 総長の選考
 - (2) 総長の解任の申出
 - (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
 - (4) 総長の任期に関する事項の審議
 - (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
 - (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
 - (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議
- 2 前項の任務を行うにあたり必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 6 条 選考・監察会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

改正案は総長選考・監察会議において
引き続き検討を行う。

東京大学総長選考・監察会議内規の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由：総長選考プロセスの透明性の確保、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化及び字句修正のため、必要な改正を行う。

現 行	改 正
(略) (議事) 第 2 条 (略) 2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、<u>第 1 5 条</u>により解任の申出をする場合及び<u>第 2 0 条</u>によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の 3 分の 2 以上の多数により決定しなければならない。 3 (略) (表決) 第 3 条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。 (1)～(4) (略) <u>(5) 求められる総長像の決定</u> <u>(6) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃</u> <u>(7) 大学総括理事の設置</u> <u>(8) 運営方針委員の選任及び解任</u> <u>(9) 運営方針委員の任期に関する事項</u>	(略) (議事) 第 2 条 (略) 2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、<u>第 1 7 条</u>により解任の申出をする場合及び<u>第 2 2 条</u>によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の 3 分の 2 以上の多数により決定しなければならない。 3 (略) (表決) 第 3 条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。 (1)～(4) (略) <u>(5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃</u> <u>(6) 大学総括理事の設置</u> <u>(7) 運営方針委員の選任及び解任</u> <u>(8) 運営方針委員の任期に関する事項</u>

<u>(10)</u> この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃 2 (略) 3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する<u>ものとする</u>。 (略) (監事の陪席) 第5条 (略) 2 (略) 3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与える<u>ものとする</u>。 4 (略) (略) (選考基準) 第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする<u>ものとする</u>。 (選考の開始の公示) 第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から<u>すみやかに</u>、選考の開始を公示する。 (代議員会からの推薦)	<u>(9)</u> この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃 2 (略) 3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。 (略) (監事の陪席) 第5条 (略) 2 (略) 3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与える。 4 (略) (略) (選考基準) 第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。 (選考の開始の公示) 第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、<u>その</u>6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から<u>速やかに</u>、選考の開始を公示する。 (代議員会からの推薦<u>等</u>)
--	--

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

（経営協議会からの推薦）

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

（候補者の選定）

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第7条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるも

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を決定するために、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

（経営協議会からの推薦等）

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

（第1次候補者の決定）

第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

（第2次候補者の決定）

第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選

<u>のとする。</u> (告示及び通知) <u>第12条</u> 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。 <u>2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。</u> (意向投票) <u>第13条</u> 選考・監察会議は、<u>前条</u>の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。 2 意向投票の方法については別に定める。 (総長予定者の決定)	<u>考・監察会議に通知させる。</u> <u>2 選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。</u> <u>3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を決定する。</u> <u>4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。</u> (第2次候補者の告示等) <u>第13条</u> 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、<u>各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。</u> (所信表明) <u>第14条</u> 選考・監察会議は、<u>意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。</u> (意向投票) <u>第15条</u> 選考・監察会議は、<u>第13条</u>の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。 2 意向投票の方法については、<u>別に定める。</u> (総長予定者の決定)
---	---

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 (略)

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出
(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

(1)～(4) (略)

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を考慮して、総長予定者を決定する。

2 (略)

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出
(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

(1)～(4) (略)

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

する。 第4章 総長の中間評価 (実施方法) <u>第18条</u> (略) 2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求めるものとする。 3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。 4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。 (通知及び公表) <u>第19条</u> (略) 2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。 第5章 補則 (本内規の改廃) <u>第20条</u> (略)	第4章 総長の中間評価 (実施方法) <u>第20条</u> (略) 2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求める。 3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。 4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。 (通知及び公表) <u>第21条</u> (略) 2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。 第5章 補則 (本内規の改廃) <u>第22条</u> (略)
---	--

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日
総長選考会議可決
東大規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の中間評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第17条により解任の申出をする場合及び第22条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (6) 大学総括理事の設置
- (7) 運営方針委員の選任及び解任
- (8) 運営方針委員の任期に関する事項
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与

える。

- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

- 第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

- 第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。

(選考の開始の公示)

- 第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から速やかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦等)

- 第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を決定するために、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

- 2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

- 3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦等)

- 第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

- 2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

- 3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

(第1次候補者の決定)

- 第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

- 2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

(第2次候補者の決定)

- 第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

- 2 選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

- 3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を決定する。

- 4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。

(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については、別に定める。

(総長予定者の決定)

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を考慮して、総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合

(4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求める。

3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。

- 4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第21条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

- 2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第22条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

- 2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則
この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 年 月 日から施行する。

改正案は総長選考・監察会議において
引き続き検討を行う。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の一部改正について（案）（令和 年 月 日）

改正理由：総長選考プロセスの透明性の確保、総長選考・監察会議による国立大学法人法に基づいた主体的な選考の実施、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化、選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大及び字句修正のため、必要な改正を行う。

現 行	改 正
1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。） 第9条の代議員会の構成について (1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。 ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。） イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人 (2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出するものとする（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際	1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。） 第9条の代議員会の構成について (1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。 ア. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。） イ. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに<u>人数欄に定める数</u> (2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者

融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者
(第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。)
1名を含めることができる。

(3) 第1号イ.の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員は同号にいう常勤の教職員に含まれる。また、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するとみなし、教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして、それぞれ取り扱う。

(4) 第1号イ.にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(5) 第1号イ.にいう全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(6) (略)

(第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。)
1名を含めることができる。

(3) 教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。

(4) 第1号イ.の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれるものとし、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5) 第1号イ.にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。

(6) 第1号イ.にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。

(7) (略)

(7) (略) (8) (略) 2. 内規第9条の<u>第1次候補者を定める方法</u>について (1) <u>東京大学総長選考・監察会議</u>（以下「<u>選考・監察会議</u>」という。）は、期日を定めて代議員会を招集し、<u>第1次候補者を推薦させる</u>。 (2) 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、<u>選考・監察会議に報告しなければならない</u>。 (3) (略) (4) 代議員会は、次の方法によって<u>第1次候補者を定める</u>。 ア. 各代議員は、<u>候補者として適当と認める者</u>2人以内を連記で投票する。 イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に<u>その席上において発表する</u>。 ウ. 各<u>出席</u>代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。	(8) (略) (9) (略) 2. 内規第9条の<u>選出及び通知の方法</u>について (1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。 (2) 大学院各研究科、情報学環、<u>公共政策学連携研究部</u>及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、<u>選考・監察会議に報告しなければならない</u>。 (3) (略) (4) 代議員会は、次の方法によって<u>選考・監察会議に推薦する者を選出する</u>。 ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。 イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。 ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。
--	---

エ. <u>ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。</u> オ. <u>代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。</u> (5)～(7) (略) (8) <u>代議員会の議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考・監察会議に通知する。</u> 3. <u>内規第9条及び第10条による第1次総長候補者について</u> (1) <u>選考・監察会議委員が第1次総長候補者として定められたときは、予め選考・監察会議が定めた期日までに第1次総長候補者に選出されることを辞退した場合を除き、委員を辞職するものとする。</u> (2) (略) (3) <u>選考・監察会議は、第1次総長候補者に選出された者全</u>	エ. <u>ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10人を超えて選出する。</u> (5)～(7) (略) (8) <u>代議員会の議長は、第4号によって選出された者に対し、第1次候補者として、選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。</u> (9) <u>代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。</u> 3. <u>内規第11条による第1次候補者の決定について</u> (1) <u>選考・監察会議委員は、内規第9条第2項又は第10条第3項の通知に、自己の氏名が、第1次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第11条第1項の審議に加わることができない。</u> (2) <u>選考・監察会議委員が第1次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。</u> (3) (略)
--	--

員から所定の様式に基づいた総長候補者資料の提出を求める。

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。

(2)～(3) (略)

- (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

- (5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

- (6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。

ア. 東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者
イ. 管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長である者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長及び事務長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者

(2)～(3) (略)

- (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア.にいう常勤の教授に含まれる。

- (5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、

第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。 (7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。 (8) <u>全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。</u> 5. 内規第13条の意向投票の方法について (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に<u>指定の投票所において、単記無記名投票により行う。</u> (2) <u>有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。</u> (3) <u>投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。</u>	第1号ア.にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。 (6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号ア.にいう常勤の教授に含まれる。 (7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア.にいう教授会とみなす。 5. 内規第15条の意向投票の方法について (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、<u>選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。</u> (2) <u>投票回数は、以下のとおりとする。</u> <u>ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。</u> <u>イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。</u>
---	--

(4) 議長は、教育研究部局、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び総長予定者の候補者の氏名を投票資格を有する者に対し告示し、又は通知する等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(5) 全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館所属の投票資格を有する者の投票は、別表３の部局（投票場）において行う。

(6) 東京大学基本組織規則第１３条に基づく室所属の投票資格を有する者の投票は、議長の定める部局（投票場）において行う。

(7) 投票当日の選考・監察会議開催（開票）の場所と時刻は、議長が各部局長に通知する。

(8) 第１号から第３号に定める投票の際は、各人の得票数を投票の都度発表する。

(9) 第２号にいう「有効投票」には、白票、無効票及び不明票は含まれない。

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第１３条に基づく室及び第１８条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第２次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(4) 第１号及び第２号に定める投票の際は、各第２次候補者の得票数を投票の都度発表する。

(5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票会の結果（各第２次候補者の得票数及び白票を含む。）を公表する。

6. 内規第14条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次総長候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて内規第13条の規定により再度意向投票を行うことができる。 7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第14条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。 8. 前2項の規定は、内規第14条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。 9. 内規第15条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求めることができる。 10. 内規第16条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする<u>ものとする</u>。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間において、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する<u>ものとする</u>。 (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項 (2) 申出の原因となる事実	6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて、<u>内規第15条</u>の規定により再度意向投票を行うことができる。 7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。 8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。 9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会<u>若しくは</u>教育研究評議会に意見を求めることができる。 10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間において、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。 (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項 (2) 申出の原因となる事実
--	---

(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機
会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び
場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部

(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機
会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び
場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
<u>公共政策学連携研究部</u>
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部

農学部		農学部	
経済学部		経済学部	
教養学部		教養学部	
教育学部		教育学部	
薬学部		薬学部	
医科学研究所		医科学研究所	
地震研究所		地震研究所	
東洋文化研究所		東洋文化研究所	
社会科学研究所		社会科学研究所	
生産技術研究所		生産技術研究所	
史料編纂所		史料編纂所	
定量生命科学研究所		定量生命科学研究所	
宇宙線研究所		宇宙線研究所	
物性研究所		物性研究所	
大気海洋研究所		大気海洋研究所	
先端科学技術研究センター		先端科学技術研究センター	
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館		学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	
(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。		(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。	
(2) <u>公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。</u>			
別表 2		別表 2	
区	分	区	分
		人	数

人文社会系研究科		人文社会系研究科	<u>2</u>
教育学研究科		教育学研究科	<u>2</u>
法学政治学研究科		法学政治学研究科	<u>2</u>
経済学研究科		経済学研究科	<u>2</u>
総合文化研究科及び数理科学研究科		総合文化研究科及び数理科学研究科	<u>2</u>
理学系研究科		理学系研究科	<u>2</u>
工学系研究科		工学系研究科	<u>2</u>
農学生命科学研究科		農学生命科学研究科	<u>2</u>
医学系研究科		医学系研究科	<u>2</u>
薬学系研究科		薬学系研究科	<u>2</u>
新領域創成科学研究科		新領域創成科学研究科	<u>1</u>
情報理工学系研究科		情報理工学系研究科	<u>1</u>
情報学環		情報学環	<u>1</u>
医学部附属病院		医学部附属病院	<u>1</u>
医科学研究所		医科学研究所	<u>1</u>
地震研究所		地震研究所	<u>1</u>
東洋文化研究所		東洋文化研究所	<u>1</u>
社会科学研究所		社会科学研究所	<u>1</u>
生産技術研究所		生産技術研究所	<u>1</u>
史料編纂所		史料編纂所	<u>1</u>
定量生命科学研究所		定量生命科学研究所	<u>1</u>
宇宙線研究所		宇宙線研究所	<u>1</u>
物性研究所		物性研究所	<u>1</u>
大気海洋研究所		大気海洋研究所	<u>1</u>
先端科学技術研究センター		先端科学技術研究センター	<u>1</u>
柏地区に所在する事務組織		柏地区に所在する事務組織	<u>1</u>
本部		本部	<u>1</u>

附属図書館		附属図書館	<u>1</u>
<u>全学センター</u> 、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館		学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	<u>1</u>
「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。		「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。	

別表 3

所 属	投票を行う部局
<u>生物生産工学研究センター</u>	<u>農学生命科学研究科</u>
<u>アジア生物資源環境研究センター</u>	<u>農学生命科学研究科</u>
<u>大学総合教育研究センター</u>	<u>教育学研究科</u>
<u>相談支援研究開発センター</u>	<u>本部</u>
<u>アイソトープ総合センター</u>	<u>理学系研究科</u>
<u>高大接続研究開発センター</u>	<u>本部</u>
<u>カブリ数物連携宇宙研究機構</u>	<u>宇宙線研究所</u>
<u>ニューロインテリジェンス国際研究機構</u>	<u>医学系研究科</u>
<u>未来ビジョン研究センター</u>	<u>法学政治学研究科</u>
<u>低温科学研究センター</u>	<u>理学系研究科</u>
<u>総合研究博物館</u>	<u>理学系研究科</u>
<u>環境安全研究センター</u>	<u>理学系研究科</u>

<u>情報基盤センター</u>	<u>理学系研究科</u>	
<u>素粒子物理国際研究センター</u>	<u>理学系研究科</u>	
<u>空間情報科学研究センター</u>	<u>新領域創成科学研究科又は物 性研究所</u>	
<u>文書館</u>	<u>本部</u>	

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成 16 年 7 月 20 日総長選考会議承認)

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、R4.3.16、
R7. .

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第 9 条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第 4 項第 1 号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員
別表 1 に定める区分ごとに各 4 人（ただし、投票資格を有する者が 10 人に満たない場合は、2 人とする。）

イ. 第 4 項第 1 号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表 2 に定める区分ごとに人数欄に定める数

(2) 前号ア. の代議員は、別表 1 の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表 1 の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1 名を含めることができる。

(3) 教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。

(4) 第 1 号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれるものとし、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5) 第 1 号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。

(6) 第 1 号イ. にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。

(7) 別表 2 の区分に掲げられた部局（「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く）の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして

取り扱う。

(8) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外の者は、第1号イ.の教職員に含めない。

(9) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。

(2) 大学院各研究科、情報学環、公共政策学連携研究部及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって選考・監察会議に推薦する者を選出する。

ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。

ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10人を超えて選出する。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授(名誉教授を含む) ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第4号によって選出された者に対し、第1次候補者として選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。

(9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

3. 内規第11条による第1次候補者の決定について

(1) 選考・監察会議委員は、内規第9条第2項又は第10条第3項の通知に、自己の氏名が、第1次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第11条第1項の審議に加わることができない。

(2) 選考・監察会議委員が第1次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。

(3) 前号による後任(補欠)の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求める。

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

(1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。

ア．東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者

イ．管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長である者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長及び事務長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者

(2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。

(3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア．にいう常勤の教授に含まれる。

(5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号ア．にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。

(6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号ア．にいう常勤の教授に含まれる。

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア．にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。

(2) 投票回数は、以下のとおりとする。

ア．第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。

イ．第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

- (4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。
- (5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。
6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて、内規第15条の規定により再度意向投票を行うことができる。
7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会若しくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間において、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。
- (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
公共政策学連携研究部
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究 機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

別表 2

区 分	人 数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	2
法学政治学研究科	2
経済学研究科	2
総合文化研究科及び数理科学研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	2
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	1
附属図書館	1
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

趣 旨

総長選考プロセスの透明性の確保及び実施する事項の明文化、総長選考・監察会議による国立大学法人法に基づいた主体的な選考の実施、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化、選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大その他の必要な改正を行う。

概 要

- 【改正規則等】
- （3－2）東京大学総長選考・監察会議内規（案）【改正】
- （3－3）東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（案）【改正】

【改正内容概要】

- 1. 総長選考プロセスの透明性の確保及び明文化等
 - （1）公表事項の追加及び明確化等
 - ①代議員会で選出され選考・監察会議に第1次候補者として推薦された者の氏名及び得票数を公表（新規）（細則案2.（9））
 - ②第1次候補者の決定後、各候補者の氏名を公表（新規）（内規案第11条）
 - ③第2次候補者の決定後に公開される資料が、候補者の提出した総長候補者資料等であることの明文化（内規案第13条）
 - ④意向投票の結果について、得票数及び白票数を、最後の投票回のみでなく全ての投票回について公表するよう改正（新規）（細則案5.（9））
 - （2）第2次総長候補者の決定プロセスの明文化
 - ①第2次候補者を決定する手順を事前に選考・監察会議で定める（新規）（内規案第12条第4項）
 - ②選考・監察会議において、今後、第2次総長候補者を決定するまでの具体的な手順を定める予定
 - （3）収集する候補者情報及び総長予定者を決定するにあたって考慮する事項の明確化
 - ①第1次候補者から総長候補者資料等を提出させることの内規への明記（併せて細則から削除）（内規案第12条第1項）
 - ②従前から存在するが明文で規定されていなかった第1次候補者の推薦人・推薦書について明記（同第2項）
 - ③総長候補者資料等と推薦書は、面接を含めた調査を行うにあたって踏まえるものであることを明記（同第3項）
 - ④選考・監察会議が総長予定者を決定するにあたって考慮する事項を明記（内規案第16条）
- 2. 構成員等に対する候補者情報の発信・提供の充実化（内規案第14条）
 - 意向投票の実施に先立ち、第2次候補者による動画の形態による所信表明のプロセスを追加（新規）
- 3. 総長選考・監察会議による主体的な選考
 - 意向投票の投票回数の見直し（細則案5.（2））
 - 総長選考・監察会議がより主体的な選考を行うため、意向投票の回数を、これまでの最大4回から最大2回までに見直し（新規）
- 4. 選考プロセスにおける各会議の役割の明確化
 - （1）会議ごとの役割の明確化（内規案第9条、第10条）
 - 代議員会及び経営協議会は第1次候補者を推薦するのであって決定する権限はないことから、各会議が推薦する者を選出して選考・監察会議に通知し、通知された者について選考・監察会議が審議し、表決を行うことで第1次候補者として決定される、という流れを明記
 - （2）第1次候補者となることを辞退する場合の流れの明記
 - ①代議員会で選出された者に対し、代議員会の議長から第1次候補者として推薦されることの可否を確認するプロセスを追加。辞退した場合は第1次候補者としての推薦から除く（細則案2.（8）、（9））（新規）
 - ②選考・監察会議委員が選出され、辞退せず第1次候補者として推薦された場合、選考・監察会議において第1次候補者を決定するための審議に加われないことを追加（細則案、3.（1）、（2））（新規）

5. 選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大等

(1) 代議員会の構成員の追加等

- ① 公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加（**細則案 1. (4)、別表 1**）、教授会構成員以外の代議員については従前と変更がないため、対応する形で文言整理（**細則案 1. (4)（新規）**）
- ② 学部を有する研究科からは教授会構成員以外の代議員を 1 名増やして計 2 名とするため、別表 1 に人数欄を追記（**細則案 1. (1) イ. ）（新規）**）
- ③ 常勤の教職員の定義に職域限定職員を追加（明文化）（**細則案 1. (4)）**。
- ④ 本学組織の類型として「全学センター」がなくなったことに伴う文言修正（**細則案 1. (2)、(6)）**）
- ⑤ 意向投票の投票資格を有する者の定義の変更に伴い、代議員の定義が変わらないよう文言を調整（**細則案 1. (1) ア. 、イ. ）**）

(2) 意向投票の投票資格を有する者の追加等

- ① 意向投票の投票資格を有する者に部長級及び各部局事務組織の長が加わることによる文言の追加（**細則案 4. (1)（新規）**）
- ② 教授（特例）ポストの廃止に伴い削除（**細則案 4. (5)）**）
- ③ 本学組織の類型として「全学センター」がなくなったことに伴う文言修正（**細則案 4. (8)）**）

6. その他

(1) 表決事項から「求められる総長像の決定」を削除（内規案第 3 条）

「求められる総長像」は、選考・監察会議における継続的な議論を通じて作り上げるものであり、表決により議決する性質とは異なるため削除

(2) 意向投票の実施方法の変更（**細則案 5. (1)、(5) ）**）

システムを用いたオンライン投票を前提とした文言の修正を行うほか、対面の投票を前提とした不要な号や文言の削除。

(3) その他、条の追加による条ずれや字句修正の対応等

【その他改正が必要な規則等】

経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

経営協議会から総長選考会議へ第 1 次候補者を推薦する方法・手順について、推薦、投票、決定の手順の細目を定めるもの。

※経営協議会にて見直しを検討予定

【改正スケジュール（予定）】

・12月1日 総長選考・監察会議にて審議・即日改正施行(予定)

参考資料

- [【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討（総長選考・監察会議）](#)

(年 月 日現在)

総長候補者資料

1. 氏名及び年齢（令和 8 年度末年齢）

2. 現職

3. 学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）

4. 学歴（大学卒業以降）

5. 主な職歴

6. 主な教育・研究・社会活動



(案)

7. 主な論文・著書（題目、出典、発行年を記載）

8. 学会、審議会等における主な活動

9. その他特記事項（受賞歴等）

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

※ 6. に記載した活動について、専門外に伝わるよう平易な表現で1頁以内にまとめてください。

(案)

1 1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※ 1 頁以内で簡潔かつ具体的にご記載ください。

※第2次総長候補者に決定した場合、この様式は本学のウェブページで学内外に公開されます。

※英訳を添付してください。

(案)

※ 全体で 3,000 字程度収まるようにご記入願います。

資料 4 - 2

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏 名：

1. 世界や日本の将来を展望しつつ、今後の大学、特に東京大学の果たすべき役割をお聞かせください。

2. 東京大学の教育に対するお考えをお聞かせ下さい。

3. 東京大学の研究に対するお考えをお聞かせ下さい。

4．東京大学の運営・経営、社会連携、国際化に対するお考えをお聞かせ下さい。

5．大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方について、お考えをお聞かせ下さい。

6．国際卓越研究大学としての将来構想に関するお考えをお聞かせください。

7. その他、東京大学の取り組むべき重点項目など、自由にご記入ください。

※第2次総長候補者に決定した場合、この様式は、本学のウェブページで学内外に公開されます。
※英訳を添付してください。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

資料 5

2025（R7）.8.27
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
求められる総長像						経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会	学内諸会議提示	学内パブリックコメント	◆求められる総長像の決定	学内諸会議報告			
										2週間程度						
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示	学内パブリックコメント		◆プロセス等の決定	学内諸会議報告			
										2週間程度						
規則改正（必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示	学内パブリックコメント		◆規則改正	学内諸会議報告			
										2週間程度						
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 7/22 運営方針会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 教育研究評議会 9/17 運営方針会議 9/17 総長選考会議 9/17 経営協議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 1/30 経営協議会	3/13 総長選考会議			

総長選考の公示

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

本学における総長選考・監察会議の概要

○設置根拠

- ・ 国立大学法人法第 12 条第 2 項

○任務

- (1) 総長の選考
- (2) 総長の解任の申出
- (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
- (4) 総長の任期に関する事項の審議
- (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
- (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
- (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議

○委員構成

- ・ 経営協議会選出 8 名
- ・ 教育研究評議会選出 8 名 計 16 名

○委員の任期

- ・ 経営協議会選出委員 2 年、再任可（在任上限通算 6 年）
- ・ 教育研究評議会選出委員 3 年
- ・ 交代の場合は前任者の残任期間

○開催

- ・ 通常 年 8 回程度（おおむね経営協議会と同日に開催）
- ・ 令和 6 年度は 13 回（うち、書面審議 4 回）
- ・ 選考実施年度は面接調査を含めて 9 回程度（2020 年度実績）

国立大学法人法に基づく総長選考

国立大学法人法（抄）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）（26文科高 第441号）平成26年8月29日 p6～ 一部抜粋

2. 国立大学法人法及び同法施行規則の一部改正

国立大学法人法及び同法施行規則の改正は、全ての国立大学法人等に適用されるものである。

（1）学長又は機構長の選考の透明化（国立大学法人法第12条及び第26条関係）

① 学長等選考会議は、当該国立大学法人等にふさわしい学長又は機構長の候補者を選出する重要な責任と権限を有しており、この責任と権限に基づき、広く学内外の候補者から主体的に選考を行うこと。このため、学長等選考会議が定める基準には、学長又は機構長に求められる資質・能力、学長又は機構長の選考の手続・方法に関する具体的な事項が盛り込まれることが想定されること。

3-3 学長選考・監察会議

【原則 3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、**学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべき**である。

【補充原則】

3-3-1① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

3-3-1② 法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。

【原則 3-3-3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】

学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、**法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべき**である。これにより、**法人の長の選考の適正性を担保する**とともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。

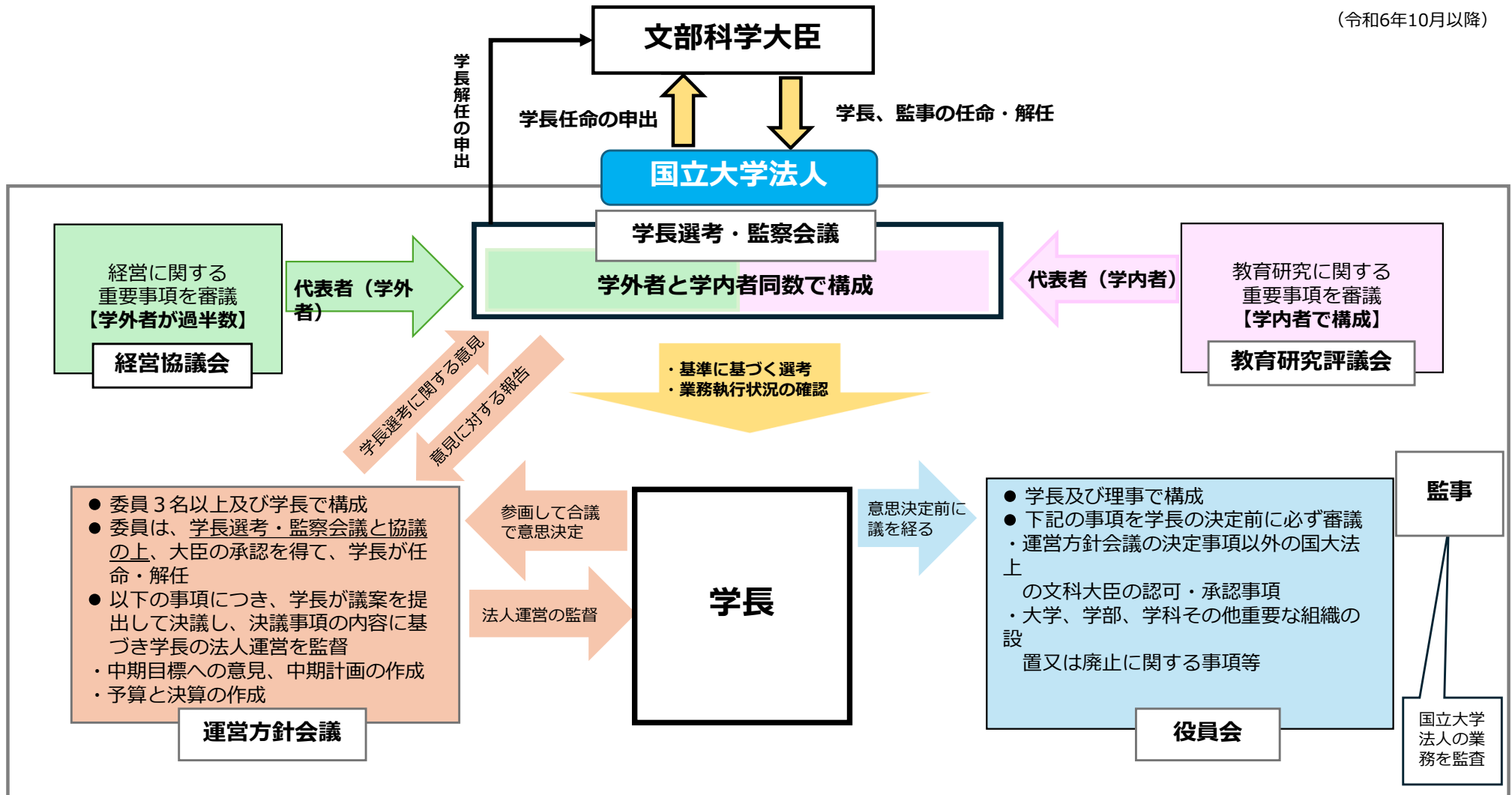
【補充原則】

3-3-3① 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。

3-3-3② 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。

国立大学法人のガバナンス

(令和6年10月以降)



前回総長選考後の対応について

参考資料 2

2020(R2)年9月 要望書や質問状の提出

総長選考会議 第2次総長候補者の選定（2020（令和2）年9月）

→プロセスの公平性・透明性に問題があるとして学内外から要望書や質問状等が提出された。

2020(R2)年10月～12月 選考過程の検証

外部の弁護士数名によって構成される「①総長選考過程検証委員会」を発足し検証を行った。

→→→検証結果 ・次期総長予定者の決定は、正当に成立した。
・総長選考会議の組織、運営に関して課題がある旨意見

「①令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書」 令和2年12月11日 令和2年度総長選考過程検証委員会」

2021(R3)年1月～3月 「②総長選考会議の組織検討タスクフォース」において総長選考会議に関する検討課題の整理

「②総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書」（令和3年3月）総長選考会議の組織検討タスクフォース」

組織に関すること

- ・教育研究評議会、経営協議会における総長選考会議委員の選出方法のあり方
- ・学内委員の任期・交代・再任のあり方
- ・学外委員の任期・交代・再任のあり方
- ・総長選考会議の運営の適正性の確保

運営に関すること

- ・議事運営ルールの明確化
- ・議事録や録音などの管理・公開方法
- ・議長の役割について
- ・経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化等

改善の取組検討

2021(R3)年4月～11月 ③総長選考会議の組織検討ワーキンググループ

→→→ 具体的な改善方策等を経営協議会及び教育研究評議会に提案

「③総長選考会議の組織検討ワーキンググループの検討結果に関する報告（最終報告）」 令和3（2021）年11月 総長選考会議の組織検討ワーキンググループ」

改善の取組検討

2021（R3）年度
総長選考会議において、関連規則等を検討し、改正

組織に関する具体的改善事項

【総長選考会議委員の選出方法のあり方】

- ・「東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、経営協議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選考方針、選出手続を定めた。
- ・学外委員候補者推薦委員会の設置
- ・「東京大学教育研究評議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、教育研究評議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選出方法について、従来の部局輪番制を維持しつつ規定を明文化。

【学内委員の任期等】

- ・総長選考会議学内委員の任期を3年とする。

【学外委員の任期等】

- ・総長選考会議学外委員の任期を2年、在任期間上限を通算6年とする。

【経営協議会学外委員】

- ・経営協議会学外委員の在任期間上限を通算8年とする。
- ・経営協議会学外委員の構成に関する方針決定
- ・多様性の確保、本学執行部経験者の学外委員就任制限、選考理由等の公表

運営に関する具体的改善事項

関連規則等の改正

- ・表決により議決すべき事項、表決方法、手続きの明確化
- ・議事の記録、公開など運営の改善
- ・保秘事項の明文化
- ・議長の選出にあたって総長が関与することを避け、互選を実質化、議長選出方法の明確化
- ・議長行動指針の制定
- ・会議の傍聴、陪席者の明文化
- ・経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化

第3回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和7年6月20日（金）13：30～15：29
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、浦野、
粕谷、寺田、中島、平地、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 運営方針委員の選任について（非公開）
 - 2 次期総長選考プロセスについて
 - 3 その他
6. 配付資料
 - 1 東京大学運営方針委員候補者（案）【非公開】
 - 2 次期総長選考に向けた課題検討
 - 3 令和7年度第2回総長選考・監察会議議事要旨（案）
7. 参考資料

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）
8. 議事

議題1については、人事に関する意見交換を行う議事であるため、非公開とする。

 - 1 運営方針委員の選任について

議題1に関し、議長から、運営方針委員に欠員が生じることに伴い、運営方針会議関係の規則に基づき、後任の運営方針委員選任のための協議及び表決を行う旨の説明があった。次いで、総長から、配付資料1に基づき、運営方針委員候補者1名について説明があり、出席委員と総長との間で意見交換及び質疑応答が行われた。次いで、運営方針委員選任のための表決が行われ、議長及び途中退席した委員を除く出席委員14名による無記名投票の結果、賛成14名、反対0名により、配付資料1のとおり議決した。
 - 2 次期総長選考プロセスについて

議題2に関し、議長代行及び事務局から、配付資料2に基づき、「選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討」に関するこれまでの取扱い、論点及び総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があった。次いで、出席委員の間で、質疑応答が行われた（○は出席委員の質問であり、→は議長代行又は事務局の回答である。）。

- 代議員会の構成について、学部を有する研究科の教授会構成員以外の常勤教職員を増やすという変更は、代議員となる職員の増加を直接意味するものではないとのことだが、職員の参画拡大と実際にどのようにつながっていくのか。
- 教授会構成員以外の常勤教職員の枠にどのような構成員を含めるかについては、従来から各部局の判断に委ねられており、考え方も様々であるため、今回の増枠にあっても、従来と同様に各部局の判断を尊重するという方向で考えている。
- 部長級（事務系、医療系）及び各部局事務組織の長 44 名に対し、今回新たに意向投票資格を付与することだが、従来の有権者は何名程度であったのか。
- 前回の総長選考時の有権者は 2,000 人台であったことから、今回新たに 44 名を追加した場合も、全体のバランスに大きな影響はないと考えている。

次いで、議長代行及び事務局から、配付資料 2 に基づき、「意向投票」に関するこれまでの取扱い、論点及び総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討状況について説明があり、出席委員の間で意見交換及び質疑応答が行われた（○は出席委員の意見又は質問であり、→は議長代行又は事務局の回答である。）。

- 第 2 次総長候補者の所属部局が票の分散要因となりうる中、複数の候補者に点数を付すボルダールールは、所属以外の観点から候補者を評価可能な方式とも考えられる。このような視点も踏まえ、所属による票の偏りを考慮しつつ、候補者の力量を適切に評価できる投票方式を検討することが望ましいのではないか。
- 前回の意向投票時、有権者に示された第 2 次総長候補者に関する情報や資料は、具体的にどのようなものであったか。
- 前回は、第 1 次総長候補者に対し、本学の教育、研究、運営・経営等に関する所見や学歴、職歴、組織の運営・経営に関する主な実績と成果等を記載した資料の提出を求め、これらをもとに総長選考会議において面接を実施し、絞り込みのうえ、決定した第 2 次総長候補者の当該資料を学内ポータルサイト上に掲載した。
- 意向投票は学内の意向を把握するための重要なプロセスである一方、総長選考・監察会議の裁量も非常に重要である。意向投票の対象となる第 2 次総長候補者が 3 ～ 5 名であることを踏まえれば、選考プロセスの透明性を学内に示したうえで、1 回の投票で意向の分布を把握し、選考を進める形が良いのではないか。
- 意向投票における票の分散は多様な意向の表れであり、過半数の獲得を前提とする方式は、かえって学内の意向を正確に反映しない恐れがあることから、過半数を獲得した第 2 次総長候補者がいない場合も、その投票結果を参考に総長選考・監察会議において検討を進める方向で良いのではないか。
- 第 2 次総長候補者の数を絞って 2 回目の投票を行う場合、投票先の変更を余儀なくされる有権者が生じ、当該有権者は最終的に相対的な意向のみを示すことになりかねないが、このような方式は、学内の意向を真に反映していると言えるのか。
- 最初に支持した候補者が 2 回目の投票対象とならない場合も、残りの候補者間での比較による投票を通じて、有権者の意向は一定程度示されていると考えられる。一方で、学内の意向を反映するプロセスとして、構成員の納得感を得られる方式については議論の余地があり、現時点では案①も含め検討を進めている。

○過半数の得票が確実となる方式を採用する場合、意向投票により第2次総長候補者が事実上1名に絞られ、総長選考・監察会議の役割が形式的な承認にとどまることや当該候補者以外を総長予定者とした際に説明責任の確保が困難となることが懸念されるため、当会議の役割を踏まえたうえで投票方式を検討するべきではないか。

3 その他

事務局から、今後の日程について、説明があった。

以上

第4回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和7年7月22日（火） 13：00～14：53
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出 席 者：国谷、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、岩間、宇野、浦野、粕谷、寺田、
中島、平地、古村 各委員
4. 陪 席 者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 総長の賞与に係る令和6(2024)年度職務実績評価について
・監事との懇談
 - 2 次期総長選考プロセスについて
 - 3 その他
6. 配付資料
 - 1－1 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書（非公開）
 - 1－2 令和6年度監事監査報告（概要版）（非公開）
 - 1－3 令和6年度監事監査報告書（非公開）
 - 2－1 次期総長選考に向けた課題検討
 - 2－2 第2次総長候補者の選定方法について（イメージ）
 - 2－3 候補者提出資料の様式（改訂案）
 - 2－4 第1次総長候補者に係る推薦書の様式（改訂案）
 - 2－5 2026（令和8）年度総長選考の基準・結果等の公表等の取扱いについて（イメージ）
7. 参考資料
 - 1－1 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）
 - 1－2 総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）
 - 2 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

8. 議事

議題1については、人事に関する意見交換を行う議事であるため、非公開とする。

- 1 総長の賞与に係る令和6(2024)年度職務実績評価について
・監事との懇談

議題1に関し、監事から、配付資料1－2から1－3に基づいて説明があった。次いで、議長から、出席委員に対し、監事からの説明に係る質問の有無を確認したところ、特に質問はなかった。

- 2 次期総長選考プロセスについて

議題2に関し、議長から、参考資料2に基づき、今後のスケジュールについて説明があった。次いで、議長代行及び事務局から、配付資料2-1、2-3及び2-4に基づき、「候補者提出資料」及び「面接時間」に関する検討の方向性及び総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があった。次いで、出席委員の間で意見交換が行われ、「候補者提出資料」に関して概ね以下の意見があった。

【東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見について】

- 総論として、時代認識を踏まえた日本の大学における東京大学の役割に関する設問を冒頭に置くことで、その後の教育や研究等の各論に対する回答の背景が明確となり、候補者のビジョンと各項目との関連性がより把握しやすくなるのではないか。
- 5番について、各候補者の特色を引き出すために、国際卓越研究大学として特に実現すべき事項や重視する点に焦点を当てた設問とするのが良いのではないか。

【第1次総長候補者に係る推薦書について】

- 推薦理由を把握することが重要であるため、候補者の形式的な実績に留まらず、推薦者から見た候補者の組織運営におけるリーダーシップの発揮のあり方や意思決定のスタイルについて記載いただけるような文言としていただきたい。
- 推薦者の視点を十分反映するため、列挙した観点に係る具体的な項目ではなく、当該観点を踏まえた推薦理由の記載を促す文言とすることが望ましいのではないか。

次いで、議長代行から、配付資料2-1に基づき、「意向投票」に関する総長選考・監察会議学内ワーキング・グループにおける検討の結果について説明があり、出席委員の間で意見交換及び質疑応答が行われた（○は出席委員の意見又は質問であり、→は議長代行的回答である。）。

- 現行の方式の維持により、総長選考・監察会議が学内の意向と異なる選択をするとは極めて困難となる一方で、当会議は、意向投票の結果を選考における検討材料の一つとして取り扱い、他の要素と総合的に判断した旨を社会に説明する責任を負う。この責任を果たし、選考の形骸化を防ぐためにも、選考の最終決定権は当会議にあり、意向投票は判断の一要素であることを学内に徹底して周知いただきたい。
- 学内構成員が変革を望まない場合にも、東京大学として変革が必要な状況等を想定し、そのような状況において総長が強いリーダーシップを発揮するためには過半数の支持が必須との考えから、現行の方式の維持が望ましいとの判断に至ったのか。
- 現在改革が強く求められている中で、多様な部局で構成される東京大学が一定の方向性を持って改革を進めるためには、過半数の支持が重要であると考えている。
- 過半数の支持がリーダーシップの根拠として強く受け止められる場合、総長選考・監察会議が投票結果と異なる候補者を選出することは実質的に困難となり、現行の方式による意向投票は、事実上の選挙とみなされてしまうのではないか。
- 大規模部局による組織的な投票等への懸念から、意向投票の実質的な選挙化は避けるべき一方で、リーダーシップの観点からは学内の幅広い支持が重要である。有権者が動画配信等の情報をもとに選んだ過半数の得票者で、総長選考・監察会議においても適任と判断された第2次総長候補者が最も総長としてふさわしいと考える。
- 現行の方式を維持する場合、総長選考・監察会議に求められる主体性は、選考プロセス上のどの段階で発揮されるという議論であったのか。

→総長選考・監察会議が過半数の得票者を総長予定者として主体的に選出する場合も考えられ、また、第2次総長候補者の選定は当会議にて決定する事項であり、主体性を十分に発揮できると考えている。

○1～2回の投票では、学内の総意を十分に確認できず、結果的に総長のリーダーシップに支障をきたすと結論づけたのか。

→改革に対して全部局が一致して合意することは困難である中、意向投票を経て任命された歴代の総長は、十分に責務を果たしてきたことを踏まえ、総長のリーダーシップを支える現行の方式を変更することには一定のリスクが伴うと考えている。

○意向投票において、過半数の支持を重視する理由は、数字的な根拠を求めているのか、学内構成員の意向に基づいて選考を進めるべきとの考えによるものか。

→過半数の支持を得たという事実が、総長の示す方針に対して学内の合意形成を促す心理的な根拠となっている実情があるため、過半数の支持を重視している。

○基本的には意向投票の結果を尊重しつつも、問題が生じた際には方式を見直せるような仕組みがあるとよいのではないか。

○過半数の獲得に至る前に1回目の得票順位が変動した前例はあるか。

→法人化以降そのような前例はないが、事例数が少なく、1回目の得票数が僅差であったパターンもほとんどないため、次回も同様の結果となるとは限らない。

○前回は1回目の投票において過半数の得票があったために、投票方式の妥当性に関しては議論されなかったと考えられ、問題が指摘されなかったことをもって現行の方式を維持する理由とするのは適切ではないと思われる。

○学内構成員との信頼関係は、意向投票の過程のみではなく、総長予定者として選出された後に対話等のプロセスを通じて構築していくことも可能ではないか。

3 その他

事務局から、今後の日程について、説明があった。

以上

令和 7 年 3 月 1 4 日

総 長 殿

総長選考・監察会議議長
板東 久美子

総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成 1 6 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 2 8 年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和 6（2 0 2 4）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和 4 年 3 月 2 4 日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、5 月 3 0 日迄に提出をお願いいたします。

記

日 時	内 容
令和 7 年 3 月 1 4 日	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
5 月 3 0 日	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出（予定）
7 月 2 2 日	監事と総長選考・監察会議の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
8 月 2 7 日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
9 月 1 7 日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定（予定）
1 1 月 1 4 日	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知 総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告

令和 4 年 3 月 2 4 日

総長選考会議

総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成 1 6 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 2 8 年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

記

1 職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

2 職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

（１）職務実績の評価対象期間は、前年度 1 年間における実績評価とする。

（２）職務実績の評価は、11 月までに行う。

3 職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	（増減率）
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

4 職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

5 職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

6 実施

この決定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料 2

2025（R7）.9.17
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
求められる総長像						経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会	学内諸会議提示	学内パブリックコメント	◆求められる総長像の決定	学内諸会議報告			
										2週間程度						
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示	学内パブリックコメント		◆プロセス等の決定	学内諸会議報告			
										2週間程度						
規則改正（必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示	学内パブリックコメント		◆規則改正	学内諸会議報告			
										2週間程度						
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 7/22 運営方針会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 教育研究評議会 9/17 運営方針会議 9/17 総長選考会議 9/17 経営協議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 1/30 経営協議会	3/13 総長選考会議			

総長選考の公示

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。